

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市交通局告示第350号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 8 月 29 日

2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709 FAX 011-896-2790

メールアドレス : ko.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 本局庁舎設備保守業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 7 月 12 日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方式 紙入札による事後審査入札方式
- (6) 入札方法

【総価契約部分】

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

【単価契約部分】

総価契約部分について、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した事業者と随意契約を行うものとする。契約については 1 単位あたりの単価契約とするが、見積については総価で行い、仕様書等に示した予定数量と単価の積を合計した金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が予定価格の制限の範囲内にあることをもって契約の相手方として決定するので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものではないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記 1「事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限」参照）

ア 資本関係

（ア） 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア） 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委である取締役

（b）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

（d）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地が「市内」として登録されている者であること。

(8) ボイラー等設備に係る運転監視及び保守管理業務の履行実績（ただし臨時的業務（履行期間がおおむね 6 ヶ月未満のもの）を除く）を有すること。

(9) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)、(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 2 に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 12 日(金)10 時 00 分

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局庁舎 5 階 入札室

(3) 入札書の提出

入札参加者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限

令和 7 年 9 月 11 日(木)17 時 15 分（送付の場合は必着のこと。）

(イ) 提出場所

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

イ 提出方法

入札書は別紙 1 の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出にあたっての留意事項

(ア) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載すること。外封筒（送付用封筒）には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、『「本局庁舎設備保守業務」の入札書在中』の旨を記載のうえ、上記アの提出場所あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒（送付用封筒）に入れて送付すること。

(イ) 入札書を直接提出する場合は入札書を封筒に入れ封印し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載し、上記アの提出場所あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

(ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年9月5日までの8時45分から17時15分までの間で提出すること。（送付による場合は必着）

なお、電子メールにて質問する場合は、上記2のメールアドレスあてに送信し、メールの件名を「本局庁舎設備保守業務の質問について」とすること。

ウ 質問に対する回答

令和7年9月11日まで、上記2にて閲覧に供するとともに、札幌市交通局のホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号及び札幌市交通局競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第41条による入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することがで

きない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記(2)の日時及び場所にて行う。

イ 入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札（有効な入札に限る。）がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札に関する事項については、入札者に対して別途通知を行う。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市交通局委託業務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。(別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照)

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)カに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は交通事業管理者の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に交通事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において交通事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 交通事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙 3 のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付とする。